

# 山梨県公報

第三百九号

令和四年

八月十八日

木曜日

## 目次

○保安林の指定の予定(三件).....	四五九
○廃川敷地等.....	四六〇
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	四六〇
公告	
○公共測量の実施.....	四六〇
○落札者の決定について.....	四六〇
○開発行為に関する工事の完了について.....	四六一

## 告示

### 山梨県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 山梨市三富上柚木字金久保三四七、三四八
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字金久保三四七・三四八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 大月市猿橋町小沢字浜久保四九五、四九六、五〇三の一、五〇三の二、五〇四から五〇六まで、五〇六の二、字与市村五〇七から五一一まで、字戸化五五二、五五三、五五五、五五七、五五九、五七二、五七四、五八二、五八四、五八五、五八五の内一、五八七、五八八
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字浜久保四九六・五〇三の一・五〇四・五〇五・字与市村五〇七・字戸化五五九・五七二・五八二・五八五・五八五の内一・五八七(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡鳴沢村字家上川原二八三四の四から二八三四の六まで、二八三四の八、二八三四の九、二八三四の一、字水神堀内二八六四の七六から

- 二八六四の七九まで
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家上川原二八三四の六・字水神堀内二八六四の七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十二号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所へ備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名称 相模川水系 西川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和四年八月十八日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四六一番二地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 七百三十五・六一平方メートル

山梨県告示第百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県東建設事務所へ備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年八月五日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町小石和字神明二百五十二番四

- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十七・七一メートル

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 令和四年七月二十八日から令和五年三月三十一日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 土砂災害警戒情報システム構築業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和四年七月二十六日

四 落札者

- (一) 名称 中電技術コンサルタント株式会社
- (二) 所在地 広島県広島市南区出汐二丁目三番三十号

五 落札金額 一千四百五十二万七千七百円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年六月十三日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年八月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字熊穴四千五百七十六番一の一部及び四千五百七十七番一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都豊島区東池袋一丁目十一番七号 株式会社ビッグライフソリューション 代表取締役 西山 佳孝

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番